

令和5年度 北九州市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度 人件費率
令和4年度	人 929,396	千円 601,494,524	千円 1,747,948	千円 109,230,068	% 18.2	% 16.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

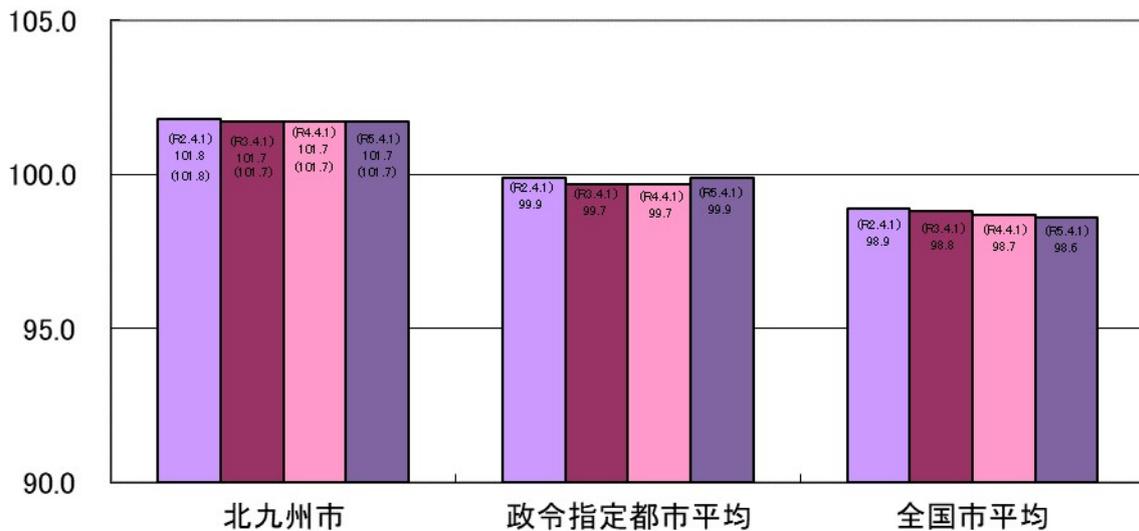
区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和4年度	人 11,564	千円 46,994,549	千円 8,848,930	千円 18,518,197	千円 74,361,676	千円 6,430	千円 6,665

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 政令指定都市平均とは、政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市職員の給与の水準は、本市人事委員会の勧告に基づく給与改定により、市内民間給与との均衡を図っており、また、諸手当についても、国に準拠しているところです。

その結果、ラスパイレス指数が100を超えています。本市職員の給与については、市内民間給与を踏まえた本市人事委員会の勧告や国及び他都市の動向等を踏まえながら、今後とも適正な水準となるよう努めてまいります。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	市内民間 A	本市職員 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和5年度	円 398,457	円 394,787	3,670円 (0.93%)	% 0.93	% 0.93	% 1.1

(注) 「市内民間」は、単純平均による給与ではなく、役職段階、年齢等の人員構成が本市と同様であるものとして、市内民間従業員の4月分給与を加重平均した給与です。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告			改定月数	年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	市職員の支 給月数 B	較差 A-B			
令和5年度	月 4.49	月 4.40	月 0.09	月 0.10	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「市職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	46.0 歳	346,974 円	429,036 円	385,351 円
福岡県	41.8 歳	317,060 円	407,996 円	357,005 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
政令指定都市平均	41.8 歳	319,668 円	439,873 円	379,748 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、平均給与月額から、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当及び管理職特別勤務手当を除いたものです。

3 上記の(注)1及び2の内容は、以下のイ 教育職の「平均給料月額」、「平均給与月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」についても同様です。

イ 教育職

	区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高 等 学 校	北九州市	44.5 歳	362,805 円	417,740 円
	福岡県	45.9 歳	368,106 円	429,533 円
	政令指定都市平均	43.4 歳	359,775 円	436,674 円
小 ・ 中 学 校	北九州市	41.1 歳	341,196 円	383,764 円
	福岡県	41.3 歳	354,034 円	393,484 円
	政令指定都市平均	40.4 歳	343,187 円	412,373 円

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		北九州市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	189,700 円	191,400 円	総合職（大卒） 189,700 円 一般職（大卒） 185,200 円
	高校卒	158,600 円	158,600 円	一般職（高卒） 154,600 円
高等学校教育職	大学卒	217,500 円	213,900 円	—
小・中学校教育職	大学卒	214,200 円	213,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	265,300 円	336,700 円	358,600 円	372,600 円
	高校卒	220,300 円	304,700 円	336,700 円	358,600 円
高等学校教育職	大学卒	303,300 円	383,200 円	404,600 円	412,800 円
小・中学校教育職	大学卒	298,800 円	374,700 円	391,900 円	401,500 円

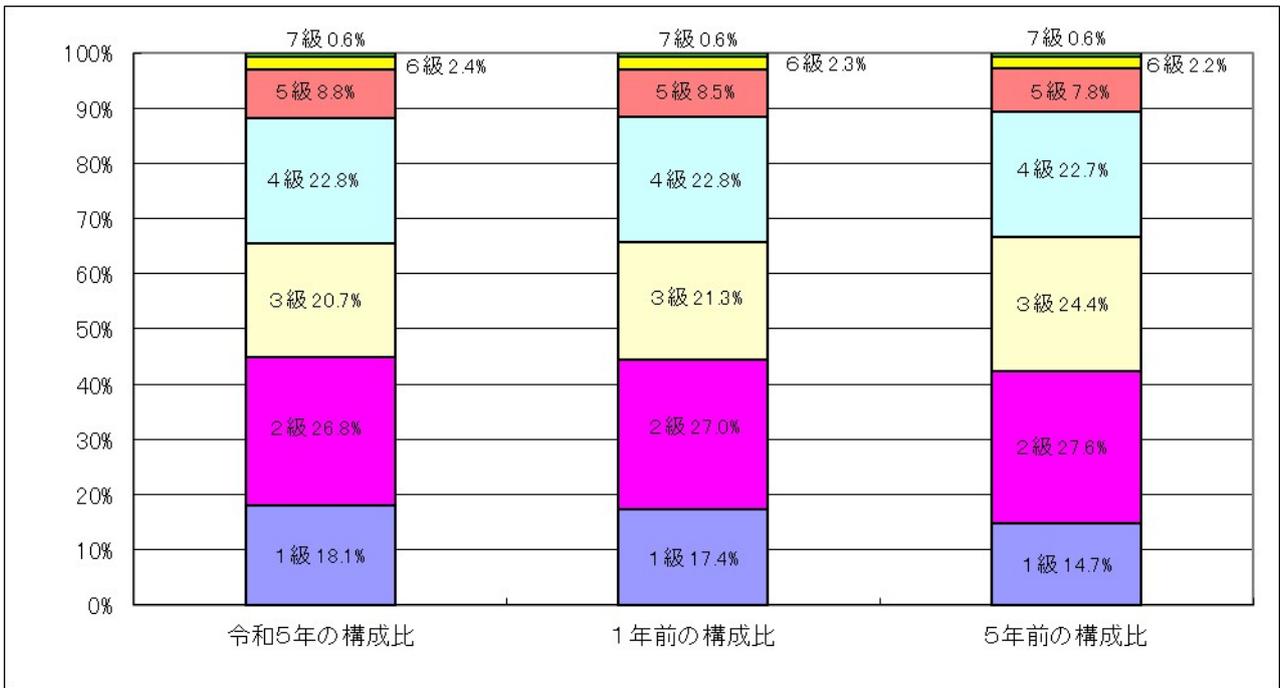
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

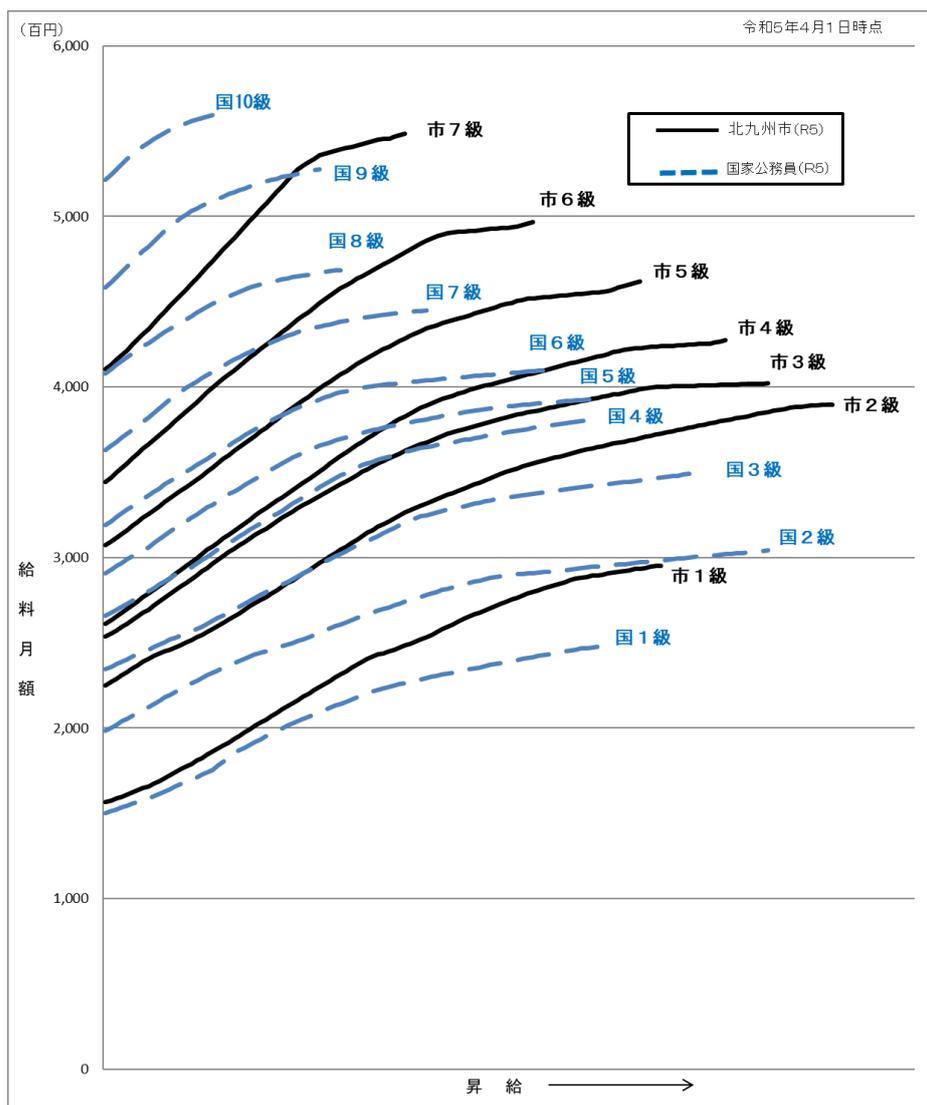
区 分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	係員	人 771	% 18.1	円 156,400	円 295,300
2 級	主任	人 1,142	% 26.8	円 225,200	円 389,700
3 級	主査	人 882	% 20.7	円 253,700	円 402,100
4 級	係長・指導主事	人 971	% 22.8	円 261,200	円 427,600
5 級	課長	人 374	% 8.8	円 307,100	円 461,700
6 級	部長	人 101	% 2.4	円 344,400	円 496,600
7 級	局長・区長	人 27	% 0.6	円 410,500	円 548,500

(注) 1 北九州市職員の給与に関する条例並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例に基づく職務の級区分による職員数です。

2 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入した数値です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北九州市	福岡県	国
1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,586千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,592千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 8~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 北九州市の管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを「7.2%~23.5%」としています。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

北九州市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額 (令和4年度)	2,462千円	21,885千円		—	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職員に支給された平均額です。

2 令和5年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		1,516,100千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		129,063円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）

北九州市 (医師及び歯科医師以外)	3%	11,528人	3%
北九州市 (医師及び歯科医師)	16%	12人	16%
東京都特別区	20%	22人	20%
福岡市	10%	2人	10%

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

区 分		全 職 種		
支給実績 (令和4年度決算)		328,380千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)		91,040円		
職員全体に占める手当支給職員の割合		30.1%		
手当の種類 (手当数)		11種類		
手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症 予防等 業務手 当	<ul style="list-style-type: none"> 保健所に勤務する保健師 保健所に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師 保健環境研究所に勤務する一般技術員 職員 	(1) 保健所に勤務する保健師が、結核患者、感染症患者等に対する訪問療養指導の業務に従事したとき (2) 保健所に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師が、細菌、寄生虫卵等の検査業務に従事したとき (3) 保健環境研究所に勤務する一般技術員が、公衆衛生及び環境衛生に必要な試験、調査又は研究の業務に従事したとき (4) 健康診断に必要な直接採便、移送作業又は消毒作業に従事したとき	1,366千円	(1)の業務 日額220円 (2)の業務 日額330円 (3)の業務 日額340円 (4)の業務 日額340円
放射線 取扱手 当	<ul style="list-style-type: none"> 診療放射線技師 診療エックス線技師 	有害放射線の影響を受ける作業に従事したとき	40千円	日額360円
児童相 談等業 務手 当	子ども総合センターに勤務する職員	児童の福祉に関する相談、指導、一時保護等の業務に従事したとき	16,675千円	日額1,000円

<p>夜間特殊業務手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合センターに勤務する職員 ・消防吏員 ・夜間休日・急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師、准看護師 	<p>(1) 子ども総合センターに勤務する職員及び消防吏員が、正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時まで。以下同じ。)において行う業務に従事したとき</p> <p>(2) 夜間・休日急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師及び准看護師が、正規の勤務時間として深夜において行う看護等の業務に従事したとき</p>	<p>45,738 千円</p>	<p>(1)の業務 深夜の全部を含む勤務 1回につき1,100円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が2時間以上のとき 1回につき730円 深夜における勤務時間が30分以上2時間未満のとき 1回につき410円</p> <p>(2)の業務 深夜の全部を含む勤務 1回につき7,300円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が4時間以上のとき 1回につき3,550円 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき 1回につき3,100円 深夜における勤務時間が2時間未満のとき 1回につき2,150円 上記(2)の業務に従事する場合において、勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とするときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1回につき当該各号に定める額を加算する。</p> <p>(1) 通勤距離が片道1キロメートル以上5キロメートル未満の職員 380円 (2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円 (3) 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円</p>
-----------------	--	--	------------------	--

<p>特殊現場業務手当</p>	<p>職員</p>	<p>(1) 大気汚染防止法、北九州市公害防止条例等の規定に基づき工場等に立ち入って行う検査業務又は水質汚濁防止法の規定に基づき、海上における公害調査業務に従事したとき</p> <p>(2) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所）において行う次のいずれかに該当する業務に従事したとき</p> <p>ア 建築物、道路、橋りょう、管渠等の建設又は改修のための工事現場における監督又は作業</p> <p>イ 測量作業又は公害立入検査</p> <p>ウ 消防吏員が、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所において行う検査</p> <p>エ 消防吏員が、はしご車等を使用して高所において行う警防作業又は訓練</p> <p>オ アからエまでに掲げる業務のほか、市長がこれらに相当すると認める業務</p> <p>(3) 下水道管渠内に立ち入って下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき</p> <p>(4) 船舶に乗り込む職員が、次のいずれかに該当する業務に従事したとき</p> <p>ア 旅客等の海上輸送を行う業務</p> <p>イ 旅客等の海上輸送のため行う食料を必要とする航海の業務</p> <p>ウ 旅客等の海上輸送のため行う船長の業務</p>	<p>2,324 千円</p>	<p>(1)の業務 日額 240 円</p> <p>(2)の業務</p> <p>ア 監督に従事する職員</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円</p> <p>イ 作業等に従事する職員</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円</p> <p>(3)の業務</p> <p>下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円</p> <p>下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円</p> <p>(4)の業務</p> <p>ア 日額 1,400 円</p> <p>イ 日額 460 円</p> <p>ウ 日額 280 円</p>
-----------------	-----------	--	-----------------	---

<p>消防特殊活動手当</p>	<p>消防吏員</p>	<p>(1) 水火災その他の災害の警防作業に従事したとき (2) 交通災害その他の災害により負傷を受けた者の緊急救助作業に従事したとき (3) 潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき (4) 化学消防艇に乗船する消防吏員が、食料を必要とする航海に従事したとき</p>	<p>54,717 千円</p>	<p>(1)の業務 機関員 1 件につき 560 円 その他の消防吏員 1 件につき 360 円 (2)の業務 機関員 1 件につき 270 円 救急救命士の資格を有する消防吏員 1 件につき 350 円 (救急救命処置の業務に従事したときは、510 円) その他の消防吏員 1 件につき 190 円 (3)の業務 1 時間につき 310 円 (4)の業務 航海 1 回につき 460 円</p>
<p>ヘリコプター操縦等手当</p>	<p>消防吏員</p>	<p>(1) ヘリコプターの操縦業務に従事したとき (2) ヘリコプターの整備業務に従事したとき (3) ヘリコプターの搭乗業務に従事したとき</p>	<p>7,139 千円</p>	<p>(1)の業務 飛行時間の経験が 3,000 時間以上 日額 4,400 円 2,000 時間以上 3,000 時間未満 日額 4,100 円 1,000 時間以上 2,000 時間未満 日額 3,600 円 1,000 時間未満 日額 2,200 円 (2)の業務 2 等航空整備士以上の資格を有する消防吏員 日額 2,100 円 3 等航空整備士の資格を有する消防吏員 日額 1,700 円 その他の消防吏員 日額 580 円 (3)の業務 搭乗時間 1 時間につき 1,200 円 空中機外活動時間 1 時間につき 1,900 円</p>

国際緊急援助手当	消防吏員	国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において国際緊急援助活動に従事したとき	—	日額 4,000 円
教育業務連絡指導手当	主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭又は教諭	当該担当に係る業務に従事したとき	28,551 千円	日額 200 円
教員特殊業務手当	小学校、中学校、特別支援学校、高等学校又は幼稚園に勤務する教員	<p>(1) 非常災害時の緊急業務で児童、生徒若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき</p> <p>(2) 非常災害時等の緊急業務で児童、生徒若しくは幼児の負傷、疾病等に伴う緊急の業務又は児童若しくは生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき</p> <p>(3) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童、生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき</p> <p>(4) 対外運動競技等において児童、生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日（以下「週休日等」という。）に行うものに従事したとき</p> <p>(5) 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事したとき</p> <p>(6) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うものに従事したとき</p>	132,340 千円	<p>(1) の業務 日額 8,000 円</p> <p>(2) の業務 日額 7,500 円</p> <p>(3) の業務 日額 5,100 円</p> <p>(4) の業務 日額 5,100 円</p> <p>(5) の業務 日額 2,700 円</p> <p>(6) の業務 日額 900 円</p>

多学年 学級担 当手当	小学校又は中学校の 2 つの学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	当該学級における授業又は指導に従事したとき	256 千円	日額 290 円
感染症 予防等 業務手 当の特 例	職員	新型コロナウイルス感染症の患者に対する業務に従事したとき	37,147 千円	日額 3,000 円 (陽性患者の身体に接触して業務を行ったときは 4,000 円)

(注) 特殊勤務手当の支給実績(令和4年度決算)等は、普通会計及びその他特別会計に係る特
勤務手当の支給実績等です。

(5) 時間外勤務手当

令和3年度決算	支 給 実 績	2,335,522 千円
	職員1人当たり平均支給年額	395 千円
令和4年度決算	支 給 実 績	2,290,660 千円
	職員1人当たり平均支給年額	387 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算及び令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	手当の内容、支給額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度 決算)	支給職員1 人当たり平 均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員(課長級以上の職員)に、その職務の特殊性に基づき、64,000円~139,900円を支給	異なる	(国) ・支給額 46,300 円 ~ 139,300 円	千円 943,868	円 927,179
初任給調整 手当	新たに医師又は歯科医師として採用された職員に対して、月額308,600円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後一定の期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給	同じ	—	千円 34,546	円 2,878,188

扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき4,000円～10,000円を支給	異なる	(国) ・支給額 3,500円～ 10,000円	千円 1,288,114	円 294,023
住居手当	借家・借間等に居住し月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限28,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 867,234	円 290,628
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	異なる	(国) ・通勤距離が 片道2キロメ ートル以上の 職員に支給	千円 1,039,470	円 108,459
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 11,304	円 807,429
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき、1時間当たりの給与額×0.25の額を支給	同じ	—	千円 71,783	円 93,346
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、勤務の区分に応じ、その勤務1回につき1,500円～18,000円を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務1回に つき3,000 円～12,000 円(6時間 を超える勤 務は100分 の150の割 合を乗じて 得た額)	千円 13,993	円 66,631

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務 1 回につき 4,400 円	千円 101	円 100,700
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
義務教育等教員特別手当	高等学校、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に対して、職務の級に応じ、2,000 円～8,000 円を支給			千円 300,402	円 55,993
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額合計に、 $3/100 \sim 22/100$ を乗じて得た額を支給	同じ	—	千円 2,684	円 447,261
へき地手当に準ずる手当	へき地手当の支給対象となる学校に異動し、又は勤務する学校が移転したため住居を移転することとなった教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の合計額に異動の日から 5 年間は 4%（5 年に達した後の 1 年間は 2%）を乗じて得た額を支給	同じ	—	千円 986	円 164,262

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,107,000 円 (1,230,000 円)	(参考) 政令指定都市における最高/最低額 1,599,000 円 / 500,000 円	
	副 市 長	931,000 円 (980,000 円)	1,285,000 円 / 841,000 円	
報 酬	議 長	1,090,000 円	1,179,000 円 / 779,000 円	
	副 議 長	980,000 円	1,061,000 円 / 703,000 円	
	議 員	880,000 円	960,000 円 / 648,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和4年度支給割合) 6 月期 1.60 月分 1 2 月期 1.65 月分 計 3.25 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 6 月期 1.60 月分 1 2 月期 1.65 月分 計 3.25 月分		
退 職 手 当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
	市 長	給料月額×在職月数×0.45	26,568,000 円	任期毎
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.34	15,993,600 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 令和5年4月1日から令和9年2月19日までの間、給料、地域手当及び期末手当を市長においては10%、副市長においては5%をそれぞれ減額して支給しています。
 3 退職手当の「1期の手当額」は、令和5年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

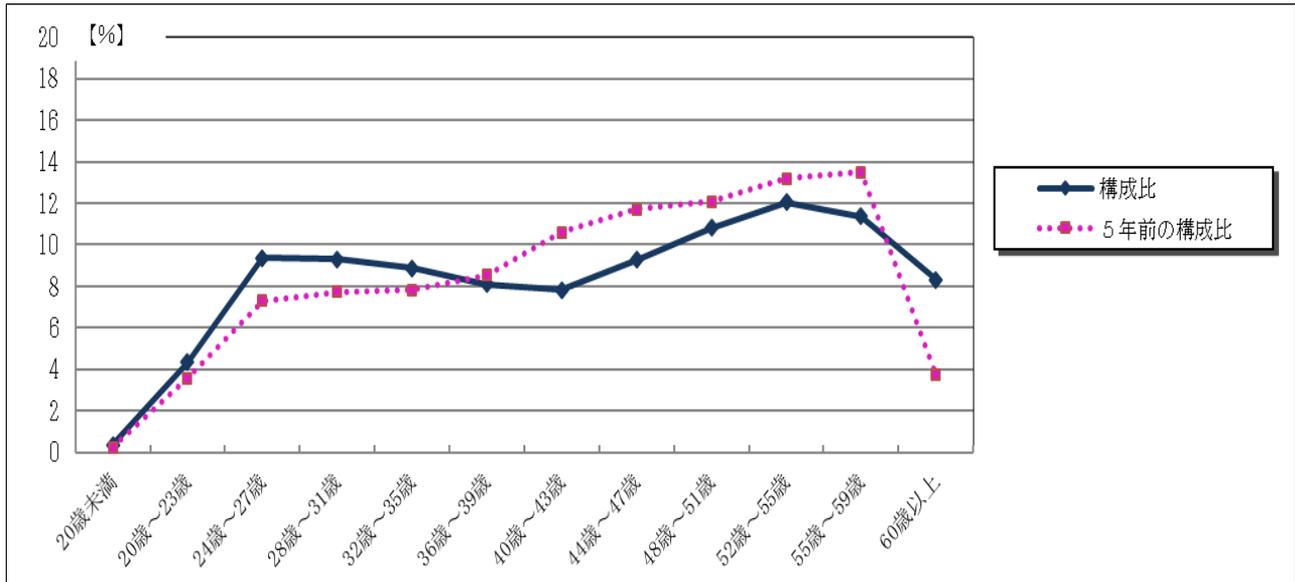
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
一 般 行 政 部 門	議 会	30	30	0	
	総 務	1,001	1,000	▲1	
	税 務	347	344	▲3	事務の統廃合縮小に伴う減員等
	労 働	18	17	▲1	
	農 林 水 産	77	80	3	鳥獣被害対策の体制強化
	商 工	149	148	▲1	
	土 木	988	959	▲29	事務の統廃合縮小に伴う減員等
	民 生	1,267	1,283	16	こども政策の体制強化
	衛 生	836	820	▲16	新型コロナウイルス感染症対策に係る体制見直し
	計	4,713	4,681	▲32	<参考> 人口1万人当たり職員数50.37人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 46.52人)
特 別 行 政 部 門	教 育	5,850	5,878	28	再任用職員の増加
	消 防	1,001	996	▲5	職員の退職等に伴う減員等
	計	6,851	6,874	23	
小	計	11,564	11,555	▲9	<参考> 人口1万人当たり職員数124.33人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 113.79人)
公 営 企 業 会 計 部 門 等	病 院	0	0	0	
	水 道	323	314	▲9	事務の統廃合縮小に伴う減員等
	交 通	63	61	▲2	
	下 水 道	144	143	▲1	
	そ の 他	301	316	15	産育休職員の代替措置等
	計	831	834	3	
合	計	12,395 [12,910]	12,389 [12,910]	▲6 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数133.30人

(注) 1 [] 内は、条例定数の合計です。

2 「人口1万人当たり職員数」とは、令和5年4月1日現在の職員数を令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口で除し、1万を乗じたものです。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	45	538	1,161	1,152	1,099	1,004	971	1,149	1,339	1,492	1,410	1,029	12,389

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

部門別 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	4,588	4,666	4,677	4,705	4,713	4,681	93 (2.0%)
教育	5,140	5,263	5,376	5,908	5,850	5,878	738 (14.4%)
消防	1,000	1,006	1,001	1,003	1,001	996	▲4 (▲0.4%)
普通会計計	10,728	10,935	11,054	11,616	11,564	11,555	827 (▲7.7%)
公営企業等会計計	1,995	865	866	860	831	834	▲1,161 (▲58.2%)
総合計	12,723	11,800	11,920	12,476	12,395	12,389	▲334 (▲2.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

①職員給与費の状況（令和4年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和4年度	千円 18,921,681	千円 ▲281,185	千円 2,538,154	% 13.4	% 13.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 358,791 千円は含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和4年度	人 316	千円 1,289,575	千円 261,072	千円 515,440	千円 2,066,087	千円 6,538	千円 6,563

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上水道事業	44.9歳	336,572円	529,658円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,586千円		1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,586千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分	期末手当 2.40月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 8~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 8~25%	

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

上水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 （令和4年度）	—	22,502千円	1人当たり 平均支給額 （令和4年度）	2,462千円	21,885千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 令和5年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		41,734千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		141,471円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	295人	3%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（令和4年度決算）		2,421千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和4年度決算）		32,278円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （令和4年度）		23.4%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価

<p>特殊現場業務 手当</p>	<p>職員</p>	<p>(1) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所）又は 40 度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき</p> <p>(4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき</p> <p>(5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき</p>	<p>186 千円</p>	<p>(1)の業務 日額 150 円</p> <p>(2)の業務 日額 190 円</p> <p>(3)の業務 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円</p> <p>作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円</p> <p>(4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円</p> <p>(5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円</p>
----------------------	-----------	---	---------------	---

夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後4時30分から翌日午前9時00分までの区分の勤務に従事したとき	2,235千円	深夜（午後10時から翌日午前5時まで。以下同じ。）の全部を勤務した場合 1回につき1,100円 深夜の一部を勤務した場合 深夜における勤務時間が2時間以上のとき 1回につき730円 深夜における勤務時間が30分以上2時間未満のとき 1回につき410円
----------	------------	---	---------	---

オ 時間外勤務手当

令和3年度決算	支給実績	61,809千円
	職員1人当たり平均支給年額	201千円
令和4年度決算	支給実績	70,330千円
	職員1人当たり平均支給年額	228千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算及び令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他手当（令和5年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 24,328	円 1,105,836
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき4,000円～10,000円を支給	同じ	—	千円 51,892	円 303,463

住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 24,754	円 298,244
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給	同じ	—	千円 37,419	円 137,064
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 6,640	円 184,431
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 138	円 17,188

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円(勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円)を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

(2) 工業用水道事業

①職員給与費の状況(令和4年度決算)

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める職員給与費比率
令和4年度	千円 1,560,206	千円 245,852	千円 194,422	% 12.5	% 15.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費4,728千円は含みません。

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)	(参考) 政令指定都市平均1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和4年度	人 25	千円 93,827	千円 21,880	千円 37,872	千円 153,579	千円 6,143	千円 6,644

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の数です。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
工業用水道事業	42.5歳	326,367円	526,693円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,515千円		1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,586千円	
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分		（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

（注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」を「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

工業用水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 （令和4年度）	—	—	1人当たり 平均支給額 （令和4年度）	2,462千円	21,885千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 令和5年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		2,916千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		121,482円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	24人	3%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（令和4年度決算）		620 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和4年度決算）		44,316 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （令和4年度）		56.0%		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面 上 10 メートル以上の 足場の不安定な箇所） 又は 40 度以上の傾斜 地において水道事業又 は工業用水道事業に係 る監督、測量等の業務 に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場 所において水道事業又 は工業用水道事業に係 る監督、測量等の業務 に従事したとき (3) 高所において下水道 事業に係る測量作業又 は建築物、管渠等の建 設若しくは改修のため の工事現場における監 督若しくは作業に従事 したとき (4) 暗渠内に立ち入って 漏水調査等の作業に従 事したとき (5) 下水道管渠内に立ち 入って、下水道管渠の 建設工事等の調査、検 査等の作業に従事した とき	14 千円	(1)の業務 日額 150 円 (2)の業務 日額 190 円 (3)の業務 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時 間未満の場合 高さが 20 メートル 未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル 以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時 間以上の場合 高さが 20 メートル 未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル 以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時 間未満の場合 高さが 20 メートル 未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル 以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時 間以上の場合 高さが 20 メートル 未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル 以上のとき 日額 320 円 (4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル 未満のとき

				日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区分の勤務に従事したとき	606 千円	深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を勤務した場合 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を勤務した場合 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円

オ 時間外勤務手当

令和 3 年度決算	支給実績	5,194 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	226 千円
令和 4 年度決算	支給実績	7,072 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	321 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 3 年度決算及び令和 4 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和 4 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 —	円 —
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 4,000 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 3,359	円 335,850

住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 2,898	円 289,820
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円の金額を支給	同じ	—	千円 2,361	円 102,632
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 1,955	円 162,911
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じて、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 —	円 —

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	千円	—	円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円	—	円

(3) 下水道事業

①職員給与費の状況（令和4年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和4年度	千円 25,708,096	千円 ▲41,520	千円 941,168	% 3.7	% 3.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費375,952千円は含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和4年度	人 148	千円 593,964	千円 113,490	千円 239,875	千円 947,329	千円 6,400	千円 6,641

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下水道事業	43.4歳	338,733円	532,126円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,619千円		1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,586千円	
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分		（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

（注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」を「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

下水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額（令和4年度）	—	23,543千円	1人当たり平均支給額（令和4年度）	2,462千円	21,885千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（45%以内加算）		

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 令和5年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		19,199千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		145,444円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	132人	3%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（令和4年度決算）		26 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （令和4年度決算）		3,290 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （令和4年度）		5.3%		
手当の種類（手当数）		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所）又は 40 度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき	26 千円	(1)の業務 日額 150 円 (2)の業務 日額 190 円 (3)の業務 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円 (4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき

				日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
--	--	--	--	--

オ 時間外勤務手当

令和 3 年度決算	支給実績	24,212 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	174 千円
令和 4 年度決算	支給実績	27,481 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	198 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 3 年度決算及び令和 4 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和 4 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 11,198	円 1,018,036
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 4,000 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 25,171	円 331,197
住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 11,474	円 301,953

通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円の金額を支給	同じ	—	千円 16,882	円 146,802
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき、1時間当たりの給与額×0.25の額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給	同じ	—	千円 64	円 12,800
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —

特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	—	千円	—	円
-------------	---	----	---	---	----	---	---

(4) 交通事業

①職員給与費の状況 (令和4年度決算)

区分	総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める職員給与費比率
令和4年度	千円 1,939,580	千円 ▲217,922	千円 1,148,615	% 59.2	% 63.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はありません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考) 政令指定都市平均1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
令和4年度	人 61	千円 226,039	千円 86,031	千円 94,172	千円 406,242	千円 6,660	千円 6,789

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
交通事業	48.4歳	309,123円	536,549円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	50.1歳	37人	269,386円	368,004円	302,693円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
北九州市	バス運転者	53.8歳	358,900円	A/B 1.03

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
北九州市	5,631,846 円	4,306,500 円	1.31

- (注) 1 民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）のデータを使用しています。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 バス運転者の「平均月収額」は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与月額」に「年間賞与その他特別給与額」を12で除した額を加えた試算値です。
- 4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額、平均月収額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値、民間においては「年間賞与その他特別給与額」を加えた試算値です。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

交通事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,544 千円		1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,586 千円	
（令和4年度支給割合）		（令和4年度支給割合）	
期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分	勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分	勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

- (注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。
- 2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」を「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

交通事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり 平均支給額 (令和4年度)	—	9,892	1人当たり 平均支給額 (令和4年度)	2,462 千円	21,885 千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)		

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

- 2 令和5年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		7,262 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		119,055 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	61 人	3%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（令和4年度決算）		1,460 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		50,357 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		47.5%		
手当の種類（手当数）		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
待機手当	旅客自動車運転者	勤務の途中において待機を要する勤務に従事したとき	345 千円	運輸主任 1時間につき150円 それ以外の職員 1時間につき140円
夜間特殊業務手当	旅客自動車運転者	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日午前5時まで）において業務に従事したとき	745 千円	深夜における勤務時間が2時間以上のとき 勤務1回につき730円 深夜における勤務時間が30分以上2時間未満のとき 勤務1回につき410円
長距離運転手当	旅客自動車運転者	貸切勤務で、1日の運行距離が350キロメートルを超える乗務に従事したとき	13 千円	1日の運行距離が350キロメートルを超え470キロメートル以下のとき 日額690円 470キロメートルを超え570キロメートル以下のとき 日額1,030円 570キロメートルを超えるとき 1日につき1,030円

				に 570 キロメートルを超える 50 キロメートルごとに 1,000 円を加算した額
感染症予防等業務手当の特例	旅客自動車運転者	新型コロナウイルス感染症の患者に対する業務（移送等）に従事したとき	357 千円	日額 3,000 円（陽性患者の身体に接触して業務を行ったときは、4,000 円）

オ 時間外勤務手当

令和 3 年度決算	支給実績	44,142 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	712 千円
令和 4 年度決算	支給実績	52,326 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	887 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 3 年度決算及び令和 4 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和 4 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 2,358	円 1,179,000
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 4,000 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 13,632	円 324,568
住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 3,265	円 296,827

通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 5,713	円 102,010
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給	同じ	—	千円 15	円 15,000
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

(5) 公営競技事業

①職員給与費の状況（令和4年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和4年度	千円 160,214,449	千円 13,458,296	千円 482,316	% 0.3	% 0.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は、ありません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和4年度	人 38	千円 165,211	千円 41,375	千円 69,315	千円 275,901	千円 7,261	千円 —

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
公営競技事業	46.2歳	359,788円	640,863円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公営競技事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,777千円		1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,586千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分	期末手当 2.40月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間「8%～25%」を「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

公営競技事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 （令和4年度）	—	—	1人当たり 平均支給額 （令和4年度）	2,462千円	21,885千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

- 2 令和5年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		5,555千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		140,289円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	40人	3%

エ 時間外勤務手当

令和3年度決算	支給実績	15,860千円
	職員1人当たり平均支給年額	481千円
令和4年度決算	支給実績	16,954千円
	職員1人当たり平均支給年額	484千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算及び令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

オ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 6,207	円 1,070,097
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき4,000円～10,000円を支給	同じ	—	千円 7,290	円 360,886
住居手当	借家・借間等に居住し月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限28,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 2,354	円 326,986
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円の金額を支給	同じ	—	千円 3,863	円 119,607
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

<p>管理職員特別勤務手当</p>	<p>管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>千円 507</p>	<p>円 298,235</p>
<p>宿日直手当</p>	<p>宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>千円 —</p>	<p>円 —</p>
<p>特定任期付職員業績手当</p>	<p>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>千円 —</p>	<p>円 —</p>